

北上市告示甲第86号

北上市支援会議設置要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月10日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市支援会議設置要綱

(設置)

第1 複雑で複合的な課題を抱える市民に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6第1項及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条第1の規定に基づき、北上市支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 支援会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法第106条の6第2項の規定による情報の交換及び支援体制の検討に関すること。
- (2) 生活困窮者自立支援法第9条第2項の規定による情報の交換及び支援体制の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援会議の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 支援会議は、別表に掲げる関係機関等その他市長が必要と認める関係機関等（社会福祉法第106条の6第1項に定める支援関係機関等及び生活困窮者自立支援法第9条第1項に定める関係機関等に限る。）（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

(会長)

第4 支援会議に会長を置き、会長は福祉部地域福祉課長をもって充てる。

- 2 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(支援会議の開催)

第5 支援会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議に招集する関係機関等の範囲は、会長が議題に応じて定める。

(意見の聴取等)

第6 会長は、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、

意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7 支援会議の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等の名称
関係機関	北上市まちづくり部地域づくり課
	北上市生活環境部市民課
	北上市福祉部地域福祉課
	北上市福祉部長寿介護課
	北上市福祉部障がい福祉課
	北上市健康こども部健康づくり課
	北上市健康こども部子育て支援課
	北上市健康こども部こども家庭センター
	北上市都市整備部都市計画課
	北上市教育部学校教育課
関係団体	北上市社会福祉協議会
	北上市民生委員児童委員協議会
	地域包括支援センター